

110

厚生省警務第三三號

昭和十三年六月二日

警務課長

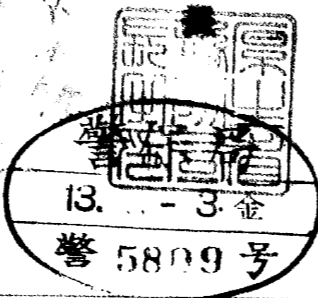
内務省警保局長 殿

外國ニ對スル傳染病情報ニ關スル件

今般標記ノ件ニ關シ別紙ノ通各地方長官宛使命通牒候儀御了知相成度



厚生省豫防局



13. - 3 警 5809 号

厚生省

規格 B. 5.

内務省警務局長 官宛

厚生省發豫第三三號

昭和十三年六月二日

厚生省豫防局長

廳府縣長官宛  
(東京府ニ於テハ警視總監宛)

外國ニ對スル傳染病情報ニ關スル件依命通牒

從來外國又ハ本邦駐在外國領事館等ヨリ國內關係地方ニ於ケル傳染病ノ狀況照會ニ對シテハ法定傳染病ノ眞症息死者數ニ限リ當該地方ヨリ直接通報差支ナシトノ方針ニテ其ノ旨通牒ノ次第モ有之候處傳染病ノ發生狀態ハ通商貿易ニ至大ノ關係ヲ有シ殊ニ事變下ノ各種事情等ニモ鑑ミ特ニ慎重ナル取扱ヲ期スルノ要アルヲ認メ本

省ニ於テ處理セラルルコトト相成候條爾今地方單獨ノ通報ハ之ヲ差控ヘ該當ノ場合  
ハ其ノ都度實情ヲ具シ當方ヘ報告相成様致度

丙

昭和十三年六月四日

主任

警保局

警務課長

事出官



合 議 局 號 及 受 送 月								主 管 局 號 及 付 日							
第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 八	第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 八
號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日
<p>花柳病豫防法第二條及第三條施行            由ニル件            花柳病予防法第二條及第三條ニ未施行ナリシガ            四月二十日ヨリ之ヲ施行シ創設ノ如ク診療所設            置ニ因リ衛生ヲ存スル地方長官ニ通報アリシニ            付本件有様</p>															